

〔個人研究〕

維新期の山階宮晃親王の政治活動

—皇族・寺院・外交等の問題をめぐつて—

熊野秀一

はじめに

第一章 皇族の遭遇変更に向けた動き

第二章 國家權力による寺院統制の試行

第三章 外国交際との関わり

おわりに

とした、維新期における晃親王の政治活動を研究対象とする。

慶應二年（一八六六）の一〇月に、晃親王は國事御用掛を罷免され、蟄居処分を受けたが、翌慶應三年（一八六七）三月二九日に蟄居を宥免され、政治活動を再開し、一〇月一七日に國事御用掛に復帰した後、一二月九日に王政復古を迎えることになった。^② 以後、晃親王は一二月九日に議定、

翌明治元年正月一七日に外國事務總督、二月二〇日に議定兼外國事務局督、三月二日には治部卿兼任などに任命され、五月二〇日に議定兼外國事務の続編として明治元年（一八六八）の時期を中心

局督を罷免されるまでの間、新政府の重職を担う一員として様々な問題に取り組んだ⁽³⁾。

この時期における晃親王の動向について、先学はそれぞれの視点から言及している。例えば武田秀章氏は、晃親王が皇室の藩屏強化や皇親政治の実現のため、慶応三年一二月頃の新政府へあてた建白書の中で「法親王の還俗」や「門跡寺院の廃止」とその「宗門化」、門跡寺院の「寺領・殿舎の収公」などを提案したことを探査している⁽⁴⁾。

武田氏の研究を受けて、より詳細に考察を試みたのが藤田大誠氏である。藤田氏は晃親王の建白

書が送られた相手について具体的に示すとともに、晃親王が「徹底した「門跡制度」の速やかな改廃」や、「宮門跡寺院」の断固たる廃止」を主張したことを強調している⁽⁵⁾。

一方で田中潤氏は、晃親王が門跡寺院の「住職に法体の親王や摂家師弟を戴く現状を廢する」ために建議に及んだとしており、ほかに治部卿として寺院統制にあたったことや、新政府による宮家

と門跡寺院の離間方針に従つたことをあげている⁽⁶⁾。以上の先学の分析によつて、晃親王が皇族や寺院統制、外交などの課題に取り組んでいたことが明らかにされている。ただ、武田氏や藤田氏の研究は、慶応三年一二月という時期のみにおける晃親王の動向を主にみていく。逆に田中氏は、明治元年以降の活動についても言及しているが、考察対象は寺院方面のみに限定されている。つまり、維新期における晃親王の政治活動についての研究は、部分的な解説が主であり、全体までに及んでいるとは必ずしもいえないものである。

本稿は先学が取り組んできた問題について、考察を一層深化し、この時期の晃親王の活動の全体像を浮かび上がらせたい。

第一章 皇族の処遇変更に向けた動き

慶応三年一二月一六日、晃親王は現行の皇族の制度を改めるべきとする建議の内容を盛った書簡

を他の議定に送つた。

宗室之事　今日ヨリ皇子降誕被為在候節は儲君之外は悉立親王、母系尊分ハ三品ニ起リ極一品、母系賤分は四品ニ起リ極二品、初代親王ニ世諸王之代賜姓、或ハ皇子多上皇亦皇子多被為在節は、從初代賜姓列臣、方今之諸親王等進退之儀は、晃より建白憚入候間言上不仕候、大体臣家ト相違親王家ト申号何共如何ニ存候、宮門跡之寺々も断然被廢候方聖代之初政ニ可然儀と存候、摂家門跡之方は近衛家以下ヘ一応異見御尋之上御沙汰被為在度候⁽⁷⁾。

(後略)

この書簡で晃親王は、一二月一六日当日より天皇の儲君以外の皇子はすべて親王とすること、二世以下の親王は姓を与えて臣籍とすること、宮門跡制度を撤廃すること、摂家門跡のことは近衛家などに相談してから処置することなどを提言した。⁽⁸⁾この建言は、宮門跡を還俗させるとともに制度そのものを廃止に追い込むことで、皇族の政治参加を促そうとしたと考えられる。一方で、臣籍降下のことについても言及しており、皇族の人数が増加しそぎれば、発足したばかりの新政府にとって財政上の懸念となる恐れを抱いていたのかもしれない。後の閏四月一五日には、皇族の範囲等に関する通知が新政府から出され、晃親王はほかの還俗した皇族とともに一代皇族の扱いを受け、その嫡子以下は皇族ではなく、臣籍としての身分を有するとされた。⁽⁹⁾この政府の通知には、晃親王の建白が影響していた可能性があろう。

明治元年正月三日から七日にかけて、新政府軍と旧幕軍は鳥羽伏見方面で戦闘を繰り広げたが、戦いが始まつた三日頃、新政府内では天皇を御所から連れ出すことが一時、検討された。これを憂慮した皇族達は、晃親王に相談している。

山階宮、聖護院宮御使佐々木能登守御対面之所、伏見淀鳥羽辺ニ而、戦争始リ候ニ付
主上御心配被遊御動座之御催茂被為在候之儀ニ付、是非共御參内御伺被為在候方御宜旨、

知恩院宮よりも仁和寺宮よりも又々御使を以

被仰進候也⁽¹⁰⁾

への謀反を企んだという疑いの件である。

元家来松井外記儀、癸亥、將軍上洛之節、德

天皇の動座によつて、混乱が広がることを心配した仁和寺宮嘉彰親王や知恩院宮尊秀親王が晃親王に使者を送り、ことの真相について確認してもらえるよう求めた。ここからは、晃親王がほかの皇族から頼りにされていたことがわかる。また、

佐々木能登守を使者として送った聖護院宮嘉言親王や、嘉彰親王・尊秀親王と晃親王は兄弟の間柄でもあつた（晃親王・雄仁親王・嘉彰親王・嘉言親王は伏見宮邦家親王の第一・二・九・一二皇子にあたる）。このような関係から、相互の連携が深かつたともいえるだろう。その後晃親王は参内し、同じく議定の松平春嶽（旧越前藩主）・伊達宗城（旧宇和島藩主）と協議して天皇の動座を止めることに決めて周囲を説得した。その結果、天皇の御所からの脱出は取りやめとなつた。⁽¹¹⁾

その後も晃親王は、さまざま問題の処理にあつた。そのひとつが、東本願寺の光勝が新政府

川慶喜、本寺旅宿致候因ヲ以テ、旧幕臣ニ交ヲ結ヒ、其後新撰組ト志ヲ合シ、窃ニ佐幕之策ヲ議シ候由、遂ニ大政返上之時ニ至リ、新撰組ヨリ相逼リ、拘誘致候ニ付、丁卯一二月

一一日、本寺へ退身之儀申立置、大坂へ脱走、

慶喜ニ属シ、翌年正月、慶喜東走ノ節、随逐致候、右脱走ハ、素ヨリ一己之存意ニテ、本寺関係無之候ヘトモ、之力為ニ御嫌疑被為有候趣ニ付、戊辰正月五日、山階宮御入相成、誓書可差上旨御示諭有之、依テ光勝、光瑩ヨリ右之誓書差上候⁽¹²⁾

東本願寺の元家来、松井外記は新選組などと親しくなつて、佐幕の考えを抱くようになり、慶応三年一二月一一日、大坂へ行つて將軍徳川慶喜に従い、その下で動くようになつた。そのために、東本願寺は新政府から旧幕府に荷担してゐるのではないかという疑いをもたれたのである。また、東

本願寺が長年江戸幕府と親しい関係にあったことや、光勝が徳川氏の猶子だったことも、疑義につながる原因となつた。そこで、正月五日になつて晃親王が東本願寺を訪れて、光勝とその実子である光瑩に新政府を従うことを記した誓書を提出させたのである。このように、晃親王が新政府と東本願寺の間を仲介する役目を果たしたわけだが、その理由はこれ以前に晃親王が東本願寺を訪れて光勝と親しく談じたことや、¹³⁾晃親王の妹である嘉枝宮和子女王が、光勝に嫁していたことなどがあげられる。¹⁴⁾光勝は皇族ではなかつたが、晃親王は和子女王の立場を考慮して、新政府に光勝の恭順が受け入れられるよう取りはからつたのだろう。あるいは、光勝が和子女王の婚姻相手だつたことから、皇族に準ずる立場とみなしていた可能性もある。

七日になつて、晃親王は嘉言親王（六日に復名した雄仁親王のこと）・尊秀親王に鰐鯛一折を、嘉言親王の附弟にあたる聖護院宮信仁親王（邦家

親王の第一三皇子）に昆布一箱をそれぞれ送つた。¹⁵⁾嘉言親王・尊秀親王は六日に天皇の命令によつて還俗しており、晃親王はこれを祝福するために贈り物を送つたのである。また、信仁親王も閏四月十五日に還俗して智成と復名しており、晃親王にとっては、前年の一二月に示した宮門跡の還俗の願いが、着々と実現していくことになる。

さらに九日には、議定正親町三条実愛から嘉言親王・尊秀親王親王の議定就任にする案を聞き、晃親王は賛意を示すとともに、さらに、新政府の最高責任者である総裁の有栖川宮熾仁親王と協議することを表明している。嘉言親王は同日、尊秀親王は一二日にそれぞれ議定に就いたが、還俗後における皇族の立場についても、晃親王が配慮していたことがわかる。

そして、晃親王はさらなる皇族をめぐる処遇の変更を押し進めようとした。明治元年一〇月九日には、次のような要望書を新政府に提出している。

晃儀段々及老年、殊ニ近來多病ニ付、行末之

処甚致心痛候間、式部卿宮末男六十磨申請養子、家名相続相願度、重々御憐憫之上、尚又

恐入存候得共、此上之以御憐憫被為聞食分候様、深致嘆願候、以上⁽¹⁾

晃親王は多病であることを理由に、六十宮（邦家親王の第一五皇子）を山階宮の後継者に据えることを決めて、新政府に願い出た。しかし、新政府は翌十日に、六十宮が仏光寺と門跡後継者となる約定があるために、山階宮の後継者とすることはできないとして、これを拒否した。⁽¹⁸⁾ 晃親王は、六十宮が今までの宮門跡や宮門跡後継者と同じよう、僧侶としての立場から脱することができると感じて願い出たと考えられる。だから、このような新政府の回答は想定していなかつた可能性が高い。そこで、今度は後継者を別の皇族に変えた上で、再び一四日に願書を出している。

晃儀段々及老年、殊ニ近來多病ニ付、行末之處甚致心痛候間、式部卿宮末男定磨申請養子、家名相続相願度存候、重々御憐憫之上、尚又

九日に提出した願書とほぼ同文であるが、山階宮の後継者については定磨王（邦家親王の第一七皇子）に変えたのである。定磨王もまた、円満院の門跡を相続することになつていて、晃親王の願いは新政府に受け入れられ、翌明治二年（一八六九年）に正式に晃親王の養子になつた。

ところで、晃親王は王政復古以前の慶應元年（一八六五）から同三年にかけては、嘉彰親王を山階宮家の後継者にしようとしていた。⁽²²⁾ 当時の晃親王は、朝廷内における政争を有利にするために、仁和寺宮門跡だった嘉彰親王を還俗させ、朝廷に出仕する形で自派に組みこもうとしていた。明治元年においては、それ以前と比べて政治状況が大きく異なつていたが、晃親王は以前のやり方を踏襲して、皇族の待遇変更を図ろうとしたといえる。また、一二月一六日の建白書で提言したように、晃親王は六十宮や定磨王をいずれは臣籍降下を経

て政府に出仕させることを想定していただろう。

あるいは、嘉彰親王が慶応三年一二月九日に、山階宮家の後継者としてではなく、独立した宮家の当主として還俗していたことなどから、六十宮や定麿王も、同様の待遇を受けることも考慮していた可能性もある。

その後の晃親王は、一二月二七日に嘉彰親王や華頂宮博經親王（正月一〇日に華頂の宮号を賜り、一五日に復名した尊秀親王のこと）とともに連署して、彰義隊や奥羽越列藩同盟に擁せられて新政府軍と対立し、降伏した輪王寺宮公現法親王（邦家親王の第九皇子⁽²³⁾）の罪が許されるよう、新政府に願い出ている。⁽²³⁾ 公現法親王は新政府の敵対者という立場であつただけに、晃親王は慎重を期し、複数の皇族による運動という形で赦免を働きかけたのではないだろうか。

晃親王にとって寺院統制は、皇族の待遇変更と並ぶ重要な政治的課題だった。やはり、慶応三年一二月における建白書の中で、主に宮門跡寺院の処置について、次のような意見を述べている。

第一、正院家等別紙ニ認メ上候号ハ悉被廃、住侶・寺僧・学侶・塔頭等山々宗派之名目ニ改候様、左ノ寺々へ御沙汰被為在候事

仁和寺 大覺寺 妙法院 聖護院 青蓮院
知恩院 劍修寺 梶井 曼殊院 円満院 大乘院 一乘院 実相院 三宝院 隨心院 蓮華院

一、被廢候門跡殿舎・寺領、一時官へ被召上、然ル後、還俗之諸親王、還俗之公達、僧隨門一門、大乘院へ万々取調之上改而被下候歟
一、照高院・勸修寺・大覺寺、右者門跡号被止、白川殿・來栖殿・嵯峨殿と被為称、天皇・国母等御遊之行宮ニ被定候而モ可然哉と

存上候事⁽²⁾

これによれば、門跡寺院中の正院家などの寺院

の称号は廃して、様々な僧侶の格付けはそれぞれ

宗派に帰属していることを示す名前に改めること、

門跡寺院の殿舎や領地は一時政府が取り上げて管

理し、還俗後の親王や公家達、僧侶の一門、大乘

院などが所有する分について決めること、照高

院・勸修寺・大覺寺の門跡号は廃止して、それぞ

れ白川殿・来栖殿・嵯峨殿（寺のたてられた地名

に基づく）の名称に変え、天皇や国母の行宮として扱うことなどが列記されている。

さらに、ほかの建白書で、晃親王は次のようなことをも主張している。

一、諸国諸宗諸寺院、復古改正必被為在候度、明時ニ被致候國家多事煩入も恐入候間、此辺ハ先、御即位後迄御延引、左ノ条々已断然今日御決定被為、仰出候様仰願候、是皇德發揮、旧弊一洗之一大美事已ニ無之、若御延引候而者、決定種々之弊害ヲ生シ候勢相見候間、瞬

日モ早く被為仰出候様奉存、國家之不堪視祝
祷候

宮門跡 摂家門跡 清花門跡 深門跡 正院

家 出世院家 深院家 院室 本山交衆

谷交衆 兒立 弟子譲り

殊ニ別紙

法親王 宮僧正 殿ノ僧正 公達僧正 御養
子宮 堂上猶子

晃親王は、新政府が仏教諸宗及び諸寺院に対して王政復古に即した改革を行う必要性を説いた上で、ほかに解決すべき国政上の問題が多いことを踏まえ、天皇の即位式が行われる時期まで棚上げすることを認めた上で、とりあえず現状において実行されるべき政策を提案し、また、実現が遅れればさまざまな弊害が生じると強調している。

また、政策の具体的な内容は、これまで朝廷が寺院などに与えてきた格式や、僧侶に与えた身分などの称号を廃するべきだというものであり、晃親王が、明治以前までのようないくつかの朝廷と寺院の関係を、

称号の廃止という点から改めようとしていたといえる。

ところで田中氏は、前章で述べた一二月一六日の建白書の内容を根拠にして「晃親王のいう門跡寺院の廃止は、寺院としての諸門跡の廃止ではなく、住職に法体の親王や摂家子弟を抱く現状を廃することを企図した」としているが、実際には種類に關係なく、門跡という資格そのものを廃すべきだというのが晃親王の考えだつた。一方、武田氏は、この二通の建白書から、晃親王が「天皇権威と仏教勢力分離の課題を総括的に提起し」と捉えて、これを「王政復古・皇權伸長」の流れによつて生じた「近世朝廷の仏教尊崇の打破・改編」の動きの一つとして考察しているが、同時に晃親王が国家権力の介入によつて、早急かつ強制的に推進しようとしていたことが窺える。また、この時期からしだいに勢いを増していった神仏分離の流れを見据えていたことも考えられる。

その後、天皇は三月二日に晃親王を治部卿に任

命している。治部卿とは律令体制下の八省の一つ、治部省の長官であり、役割の一つに「仏教寺院・僧尼の管理統制」があつた。寺院改革を求める晃親王の姿勢に、新政府が考慮したとも、とらえることができる。

そして、晃親王は七月二九日に、治部卿の権限として、左のような建言を行つた。

旧幕府諸国寺領黒印朱判物ノ儀、今度御沙汰
被為在候ニ奉存候、方今大変革、加之國費多
端ノ節、御卓見ヲ以テ諸国諸宗諸寺院ノ寺領
悉被為召上候ハヽ、國費ヲ除候已ナラス、反
テ仏ノ本意ニモ相叶候儀ト奉存候、猶仁厚ノ
政ニ被為在候ハヽ、一宗一宗ノ本寺ヘ相応ノ
寺領被為下置候ハヽ、無此上御慈悲ト奉存候、
乍恐、華嚴・三論・具舍成実・律ハ東大寺、
法相ハ興福寺、天台ハ山門、真言ハ野山、禪
ハ建仁、四宗兼学ハ泉山、淨土ハ知恩院、右
ハ其一宗ニ付格別ノ山々乍恐注進仕候、東寺

仏像・経巻・僧ハ野山又ハ高雄山へ帰入被為
免度奉存候、更始一新ノ聖代、断然御沙汰奉

仰願候以上⁽³⁰⁾

旧幕府や藩が寺領を寄進するために発給した黒印状や朱印状を、提出させるかどうかを質すとともに、新政府が諸寺院の寺領を召し上げて国費にあてることを提案した。さらにそれぞれの宗派を代表する本山には、寺領を宛がい、そのほかの寺領は基本的に新政府が収公することを説いている。また、東寺は平安期に外交・公易の拠点として機能していた鴻臚館として利用することや、そのため同寺の三宝及び住僧などを高野山か高雄山へ移すことも提案している。この提案の背景に、次章でみていく外国事務総督・外国事務局督として外交儀礼等に接した経験や、外国からの使者をもてなす役目も担つた治部卿の職務があつたはずである。

なお、田中氏は、晃親王が治部卿の職掌として、勸修寺の伽藍や什宝についても四月や閏四月に整

理をしたり、經典を高野山に寄付していたとしている⁽³¹⁾。

こうした行為は七月頃まで続いたが⁽³²⁾、晃親王が、治部卿の権限を實際に行使できる対象として、勸修寺をみていたことがわかる。

また、この時期の山階宮家の財政運営は厳しい状況にあり⁽³³⁾、晃親王は正月一二日に新政府から家領が正式に与えられるまで、勸修寺門跡領を一時的に支配することを認められた⁽³⁴⁾。それをきっかけとして、晃親王は勸修寺の内部統制についても企図し、正月一六日には勸修寺へ種々の改革を要求した⁽³⁵⁾。治部卿就任は、晃親王にとつてそうした動きをさらに強める好機となつたかもしれない。さらに、七月二九日におこなつた建言は、対象を勸修寺から、より諸国の諸寺院や東寺に広げようとしたねらいがあつたのだろう。

しかし、八月三〇日に新政府からの通達で勸修寺への干渉を禁止され、九月二一日には勸修寺領の返還を条件として、玄米の支給を受けることと

なつた。⁽³⁷⁾ これ以降、晃親王は勧修寺に対しての干渉はできなくなり⁽³⁸⁾、寺院改革に関する提言も控えようになつた。事実上の治部卿解任であつたことが察せられる。

晃親王は治部卿就任をきっかけに、一二月の建白書に示した寺院統制を、自身の力で具体的に実行しようと試みた。その表れとなつたのが、勧修寺に対する処置だつたといえる。

しかし、それは新政府の方針との乖離や、晃親王と新政府の政令二途による混乱を生じることとなつてしまつた。よつて、事態を懸念した新政府によつて、晃親王は治部卿の職務を取り消されれるという結果に至つたのである。また、治部卿を支える存在である治部省が再建されなかつたことも、要因となつたのではないだろうか。

ただし、治部卿の免職については、新政府から正式に通達されることはなかつた。⁽³⁹⁾ これは、五月に晃親王がそれまで在任していた議定兼外國事務総督を免職されたことと、対照的である。新政府

は、治部卿まで正式に免職すれば、晃親王を新政府内から追い出す形になると考へて、言い渡さなかつたのかもしれない。また、晃親王は明治五年（一八七二）に東京へ転居した後、同一〇年（一八七七）に再び京都へ戻つており、以後は同地の寺社と交流・支援を行つたが、その動機や根拠を治部卿の任命に求めていた可能性がある。⁽⁴⁰⁾

第三章 外国交際との関わり

明治元年の前半期、新政府は二月一五日におきた堺事件（堺で、新政府軍の一員として見回り活動をしていた土佐藩士達が、仏国の兵達を殺傷した事件）や、同月三〇日におきたパークス襲撃事件（繩手事件とも呼ばれる。天皇謁見のため、御所に向かおうとしていたイギリス公使パークス一行を、京都の三条繩手で浪士二名が襲撃した事件）といった、外国人襲撃事件の問題に直面していた。その際、両事件の処理に関わつた新政府の

一員として、外国事務局督に着任していた晃親王がいたことは、既に多くの先学が指摘するところである。⁽⁴¹⁾ こうした研究に依拠しつつ、本章では晃親王が、日本と欧州各国の交際にどのような形で関わっていたのかについてみていただきたい。

晃親王が新政府の外交に關係する直接のきっかけは、正月一七日の外国事務總督への任命である。⁽⁴²⁾ これより以前、嘉彰親王は正月九日に外国事務總裁に任命された際、すでに同四日に任命されていた軍事總裁との兼職は困難であることを理由に辞退を表明し、後任に晃親王を任じてほしいと要望した事実があつたことが、三上昭美氏の研究で明らかにされている。⁽⁴³⁾ なぜ、嘉彰親王は晃親王が外交の責任者にふさわしいと考えたのであろうか。その理由は、晃親王が幕末期から開国論に理解を示していたからだろう。具体的な例として、還俗以前の晃親王は文久三年（一八六三）一二月七日に宗城や追従の薩摩藩士高崎猪太郎（後の五六）・左太郎と会見した際、攘夷の実現について

説いたが、それは困難であることを宗城などから聞かされて納得したこと、⁽⁴⁴⁾ 還俗後は開国論者の佐久間象山や勝海舟などと交流があつたこと、慶応二年（一九六六）九月頃には兵庫の開港が必要であるという考えを抱いていたことなどがあげられる。⁽⁴⁵⁾

晃親王のこうした開国に対する姿勢を、幕末期から晃親王と交流のあつた嘉彰親王が知らなかつたとは考えにくい。嘉彰親王が、自身の外国事務總督に関する後任として晃親王を指名したのは自然な流れであり、新政府側もこれを受け入れたために、晃親王の外国事務總督就任につながつたのではないか。

ただし、外国事務總督には三条実美、東久世通禧、伊達宗城らも任命されていた。⁽⁴⁶⁾ 晃親王は身分上、⁽⁴⁷⁾ 外国事務總督内の筆頭という扱いではあつたものの、制度的な地位としては、三条や東久世、伊達らと同等だった。それが一変したのが二月二〇日の議定職と兼任したままで、外国事務局督に

任命されたことであつた。⁽⁴⁹⁾一方で三条は外交の任から外れ、伊達は外国事務局補に、東久世は外国事務局権補にそれぞれ就任して晃親王を助けることとなつた。⁽⁵⁰⁾つまり、晃親王は政府の外交における唯一の最高責任者になつたのである。

このように、新政府の外交担当として晃親王の地位が上昇したのは、二月一五日におきた神戸事件がきっかけだつた。同月一九日、仏国公使ロツシユは全五カ条に及ぶ抗議書を新政府に提出したが、その第三条が「親王ノ内朝廷ノ外国事務第一等ノ執政タル人仏國兵隊ノ指揮官ヘ其政府ヨリノ詫辞ヲ申入ル」⁽⁵¹⁾という内容であり、仏国側に謝罪する新政府側の代表として、晃親王を指名したのである。新政府がロツシユの要求を早い段階で受け入れた結果、翌日の晃親王の外国事務局督就任につながつたという指摘がなされているが、その可能性は十分ある。

そして、晃親王は仏側の要求に従うことを二月二一日に岩倉に伝え、さらに天皇や准后にも同様

のことを上申している。⁽⁵²⁾事件に関する新政府の謝罪を仏国側に受け入れてもらうために、重要な役目を課せられたことを晃親王は理解していたに違いない。翌二二日、晃親王は下坂した後、二四日に仏艦ウエエヌス号を訪問した。

（前略）仏軍艦江御着船、音楽を奏し公使並
船将舷江出迎也、船将部屋江誘引、椅子ニ御
腰を被為置、但東久世少将殿・宇和島少将殿
御同伴御応接被為在候事（中略）ミニスト
ル・船将等艦中悉ク御案内申上、御通覽之上
調練等入御覽、御復席之上御応接被為済御退
出、尤被為成候節之通公使ミニストル・船將
舷マテ送リ出音樂ヲ奏ス、元之御船被為召、
但宇和島少将殿御同船也、軍艦御離相成候処
江祝砲數発、天保山台場ヨリ為答札同砲發⁽⁵³⁾
（後略）

晃親王は伊達や東久世を同伴してロツシユらに面会したが、それだけでなく船内の様子を見学したりしている。なお、晃親王はロツシユなどと面

会した際に、事件に対する新政府の遺憾の意を伝達している。⁽⁵⁶⁾これに対してもロツシユは晃親王の対応に満足しており、晃親王の役割が順調に果たされたことがわかる。

これ以後、晃親王は外国との接触を度々こなしていった。二月二十五日には神戸を訪問して英國や和蘭（オランダ）と接触し、⁽⁵⁷⁾同月二九日には英國公使パークスと対面、翌三〇日には天皇による仏公使ロツシユ、和蘭代理公使ポルスブルックなどへの謁見に参加している。一方で、この日は前述した英公使襲撃事件によって、参内を予定していたパークスが宿所だった知恩院に引き返すという騒ぎが起きていた。事件後、晃親王は直ちに伊達や東久世、さらには内国事務総督徳大寺実則・同輔松平春嶽などとともに、知恩院パークスを慰問している。⁽⁵⁸⁾三月一日には相国寺を宿所としていたロツシユを訪問⁽⁵⁹⁾、三日には天皇のパークス謁見に参加した。このように、晃親王は公使への訪問や、天皇による公使謁見の儀式への参加などを中心に

活動していた。

しかし、晃親王はこうした行事以外にも、外國事務局督の権限による活動を行おうとしていた。

三月二三日には、職務の一環として摂津・和泉辺りの海岸を巡見したいということを新政府に伝えた。⁽⁶⁰⁾そして四月三日に天機伺いのために下坂した後、今度は翌四日に大坂近海の巡覧を行いたいとうことを、新政府に申請した。

一、弁事役所江

御使青木奉膳

口上覚

常陸宮外國總督辺ニ而、來ル六日ヨリ近海要地巡邏被成度、何卒御願之通被為聞召候ハ、
深畏被為入候、尤御帰坂之上は又御届ニ相成候、此段宜御披露御頼被成候、以上⁽⁶¹⁾

五日になつて、晃親王は再び同じ内容の願いを届け出たが、同日のうちに、近海の巡邏に関する可否の返事に接している。

一、外國事務局ヨリ

御使中村直造

青木奉膳様

田中左番長

今朝御出願之儀ニ付御用之義候間、唯今御參有之候様被仰付候、以上

右ニ付則同人罷出候処、此度御願之儀は何分御伺天機下坂之儀ニ御座候故、折角之御願ニは候得共、御帰京之上更ニ御願被成候様との旨之事⁽⁶⁶⁾

すなわち、新政府は晃親王の下坂は天機伺いのためであり、それ以外の目的にあたる大坂近海の巡邏については認めないというものであり、帰京してから改めて申請するようと返答したのであつた。実は二月二十五日に、晃親王が訪問先の神戸から大坂に戻る際、乗船していた薩摩藩の蒸気船宝瑞丸が、暗夜のために方角を見失つて航行を断念し、海上に一晩止まるという出来事があつた。新政府は、そうした事態に晃親王が再び巻き込まれることを恐れていた可能性が高い。また他に、近海の巡邏が果たして外国事務局督の任務の範囲内として妥当かどうかという疑問や、当時朝廷内で議論となつていた大坂遷都問題への懸念などが

あつたことも推測される。政府は晃親王に対して、あくまでも外国との儀礼的な接触のみについて求めさせていたのではないだろうか。

その後、晃親王は四月五日にキリスト教解禁をめぐる新政府と英國側の協議に参加⁽⁶⁸⁾、閏四月一日に天皇からパーカスへの国書捧呈に列し⁽⁶⁹⁾、二日にはほかの議定や諸侯とともに英國軍艦ロードネー号に招待され⁽⁷⁰⁾、三日に新政府と英側によるキリスト教禁教や新潟港の開港延期などの問題をめぐる交渉に参加した⁽⁷¹⁾。四月以降、晃親王は英國との交流が相次いで起きているが、これは日英間の交流の活発化による影響とみなすことができる。ただし、これ以降は晃親王の外交活動はみられなくなり、五月三〇日の制度改革により、議定職とともに外国事務局督を免ぜられた⁽⁷²⁾。

おわりに

慶応三年から明治元年にかけての晃親王の活動

について、皇族・寺院・外国などをめぐる問題の関わりについてみてきたが、以下の特徴があげられるだろう。

まず、皇族の現状変更に関して晃親王は王政復古直後から、積極的に提言した。例えば、皇族を親王身分とすることや宮門跡の廃止、皇族の二世以下からの臣籍降下などについて言及しているが、これらの意見は、晃親王による新時代に対応した皇族の全体像というものだろう。さらに明治元年になってからは、個別ごとの皇族の処遇についても、積極的に動いており、またときにはほかの皇族から頼られることもあった。晃親王が、皇族の指導者的な役割をしていたことがわかる。

また、寺院統制についても皇族の問題と同じように、王政復古以後から積極的に新政府に働きかけている。これは神仏分離の具体化策といえるだろうが、ほかには宮門跡寺院などの寺領などを接収して、宮家の財政にあてようとした目的などもあつたはずである。治部卿の就任は、そうした晃

親王の姿勢をさらに後押しすることになったことだろう。

一方で、晃親王は明治元年一月～五月にかけて外国事務総督、さらには外国事務局督として英國や仏国などと接触した。これは幕末期から開国論に賛成していたことなどを評価されての抜擢だと推測される。以後、神戸事件やパーカス襲撃事件における対応や、天皇の公使謁見への参加などをこなしているが、こうした活動は儀礼的な特徴が強かったのではないだろうか。

そして、いずれの活動も議定や治部卿、外務事務局督といった官職に就任していくときには順調だつたが、新政府による罷免や活動停止の命令などを受けると、政策の実現に支障をきたす傾向が見られるようになつた。皇族問題では議定職の罷免以後、山階宮家の養子にするという名目や、複数の皇族との連名によつて宮門跡の還俗を計らうとしている。また、寺院問題ではその活動が必ずしも政府の方針と一致せず、勧修寺への干渉を止

められて、実質的に治部卿の活動を封じられてい
る。また、外交問題では、大坂近海の巡邏といつ
た自發的な活動は認められず、遂には外事務局
督を免じられた。晃親王と新政府の政治方針はし
だいに乖離していき、最終的に晃親王は政治活動
から遠ざけられたといえるだろう。

今後は、さらにほかの皇族の政治活動について
もみていく、晃親王の場合と共通する点や異なる
点について明らかにしていきたい。

(大正大学綜合佛教研究所研究生)

- (1) 拙稿「幕末期の山階宮晃親王の政治活動」(大正大学綜合佛教研究所編『大正大学綜合佛教研究所年報』第三十六号、二〇一四年)
- (2) この時期における晃親王の動きについては、山階会編『山階宮三代』上巻(一九八二年)、二一四~二二八頁を参照。
- (3) 日本史籍協会編『百官履歴』第一巻(東京大学出版会、一九七三年(一九二七年の復刻版))、九〇~一一頁。治部卿については、前掲『山階宮三代』上巻、二四六頁を参考。
- (4) 武田秀章「孝明天皇大葬儀と山稜造當の一考察(下)」(神道宗教学会編『神道宗教』第一五〇号、一九九三年)、九二頁。
- (5) 藤田大誠「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察」(國學院大學日本文化研究所編『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、二〇〇五年)、八四~八五年)、九二頁。
- (6) 田中潤「明治維新と仏教」(島薗進ほか編『將軍と天皇(シリーズ日本人と宗教・第一巻)』、二〇一四年)、一八八~一九〇頁。
- (7) 「慶応三年一二月一六日付議定宛山階宮晃親王書簡」(岩倉具視関係文書「慶応丁卯冬王政復古関係之件」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)、前掲『山階宮三代』上巻・二二九頁。
- (8) 浅見雅男氏は、晃親王の還俗してからの経歴、在世して

- いた皇族のなかで有栖川宮職仁親王に次ぐ年齢などから、その建言は存在感があったとし、後の新立宮家と世襲親王家の間に差がつけられたきづけだとしている（『皇族誕生』（二〇〇八年、講談社）、二八〇頁）。
- (9) 内閣官房局編『法令全書・慶応三年』「明治元年・第三〇九号」（一八八七～一九一二年）、一二四〇～一二五〇頁。
- (10) 「伏見宮日記」慶応四年正年三月条（宮内庁書陵部編集課編『山階宮実録九・晃親王九』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (11) 日本史籍協会編『戊辰日記』（東京大学出版会、一九七三年（一九二五年の復刻版）二〇〇～二一〇頁、山階会編『山階宮実録』上巻（一九八二）二三二～二三三頁）。
- (12) 「東本願寺記」（太政官編『復古記』第一巻（内外書籍、一九三〇年）、四六〇頁。
- (13) 奈良本辰也・百瀬明治『明治維新の東本願寺』（河出書房新社、一九八七年）、一一一～一一三頁。
- (14) 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』（日黒書店、一九三五年）、二〇五～二〇五頁。
- (15) 前掲『山階宮実録』上巻、二三二～二三三頁。
- (16) 前掲『山階宮実録』上巻、二三四～二四〇頁。
- (17) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月九日条（宮内庁書陵部編集課編『山階宮実録十・晃親王十』、一九五六～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (18) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月一〇日条（前掲『山階宮実録十・晃親王九』）
- (19) その後の六十宮の処遇については、浅見雅男『伏見宮』（講談社、二〇一二年）、一六〇～一六二頁を参照。
- (20) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月一四日条（前掲『山階宮実録十・晃親王九』）
- (21) ただし、最終的に山階宮の後継者となつたのは、明治六年（一八七三）に晃親王の実子として生まれた菊麿王であり、定麿王は独立した宮家の当主となつた。
- (22) 「慶応元年九月八日付島津久光宛山階宮晃親王書簡」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第四巻、一九九五年）三五三～三五四頁、『慶応三年六月一日付島津久光宛山階宮晃親王書簡（井上岩見筆）』（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第七巻、一九九八年）一〇八頁。
- (23) 前掲『山階宮二代』上巻、二七六頁。
- (24) 「慶応三年二月付中山忠能・正親町三条実愛宛山階宮晃親王書簡」（前掲『岩倉具視関係文書』「慶応丁卯冬王政復古関係之件」）
- (25) 「慶応三年二月中山忠能・正親町三条実愛宛山階宮晃親王書簡」（前掲『岩倉具視関係文書』「慶応丁卯冬王政復古関係之件」）
- (26) 門跡寺院及び同所を管轄した僧侶の身分については、下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宫廷』（東洋文庫、一九七九年）二三一～二四五頁・三三二～三三三頁を、新政府と門跡寺院の関係については佐野恵作『皇室と寺院』

- (明治書院、一九三九)「第六章 門跡寺院」をそれぞれ参照。
- (39) 晃親王は明治五年（一八七二）に京都から東京に転居したが、以後、名目的ながら、治部卿として政府の要職にあつたと述べている『闢う皇族ある宮家の三代』（角川書店、二〇〇五年）、二四六頁。)
- (40) 明治元年以降の晃親王と仏教の関わりについては、前掲『幕末維新时期における宮門跡の還俗に関する一考察』九年一九五頁、「明治維新と仏教」一九〇～一九一頁、青谷美羽「明治期の聖護院大峰修行」（日本宗教文化史学会編『日本宗教文化史研究』第一二卷第一号、二〇〇八年）一〇〇～一〇一頁、前掲『伏見宮』一六七～一七一頁などを参照。
- (39) 「山階宮日記（国事掛）」慶応四年正月一五日条（前掲『山階宮日記（家司）』慶応四年八月三〇日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (35) 前掲『山階宮三代』上巻、二三七頁。
- (36) 「山階宮日記（家司）」慶応四年八月三〇日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (37) 前掲『山階宮三代』上巻、二七六頁。
- (38) 新政府のねらいは、晃親王と勧修寺の関係を断つことにあつたという指摘がある（宮内庁編『明治天皇紀』第一巻（吉川弘文館、一九六八年）、八一八頁）。なお、晃親王の還俗以前からの時期までの勧修寺との関係については、拙稿「幕末維新时期の皇族と寺院の関係」（佛教文化学会編『佛教文化紀要』第二三号、二〇一四年）を
- (39) 前掲「明治維新と仏教」、一八九頁。
- (27) 前掲「明治維新と仏教」、一八九頁。
- (28) 前掲「孝明天皇大葬儀と山稜造宮の一考察」、九二頁。
- (29) 前掲「明治維新と仏教」、一九〇頁。
- (30) 前掲『山階宮三代』上巻、二六五頁。
- (31) 前掲「明治維新と仏教」、一九〇頁。
- (32) 前掲『山階宮三代』上巻、二五三、二五四、二五八、二五九、二六一、二六三、二六四各頁。
- (33) この頃の山階宮家の財政事情については、学習院大学史料館編『写真集近代皇族の記憶』（吉川弘文館、二〇〇八年）一〇〇～一〇一頁、前掲『伏見宮』一六七～一七一頁などを参照。
- (34) 「山階宮日記（国事掛）」慶応四年正月一五日条（前掲『山階宮日記（家司）』慶応四年八月三〇日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (35) 前掲『山階宮三代』上巻、二三七頁。
- (36) 「山階宮日記（家司）」慶応四年八月三〇日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (37) 前掲『山階宮三代』上巻、二七六頁。
- (38) 前掲『山階宮三代』上巻、二七六頁。
- (39) 岡義武『黎明期の明治日本』（未來社、一九六四年）二六〇～三七頁、石井孝『増訂明治維新的國際的環境』（吉川弘文館、一九六六年）七九九～八一三頁、日向康「非命の譜」（毎日新聞社、一九八五年）、大岡昇平『堺港攘夷始末』（中央公論社、一九八九年）、前掲『伏見宮』一四八～一五一頁、野田秀雄「縄手事件に関する若干の考察」（日本歴史学会編『日本歴史』三〇五号、一九七三

年)などを参照。

(42) 日本史籍協会編『百官履歴』第一巻(東京大学出版会、

一九七三年(一九二七年の復刻版)、九頁。

(43) 三上昭美「外務省設置の経緯(二)」(日本国際政治学会編『国際政治』第二六号、一九六四年)、五頁。

(44) 日本史籍協会編『伊達宗城在京日記』(東京大学出版会、

一九七二年(一九一六年の復刻版)、二七三、二七四頁。

(45) 晃親王と佐久間象山の交流については前掲『山階宮三代』上巻一四五、一五三頁、勝海舟との交流については

一九八〇二〇〇頁を参照。後年になつて、勝は幕末當時の晃親王について「世間に攘夷説で騒いでいた頃から、既に開国説を持つて居られた」と回想し、さらに、皇族のなかで唯一晃親王が「開国の本当の意味」を理解して

いたとしている(勝安芳述・吉本襄編『校訂・海舟先生氷川清話』(河野成光館、一九〇九年)、五七頁)。

(46) 『山階宮晃親王御年譜』(一九三八年、宮内庁公文書館所蔵)、一六頁。

(47) 内閣官房局編『法令全書(慶応三年)』「第三七号」(一八八七〇一九一二年)、一八頁。

(48) 「第三七号」に掲載された外國事務總督の任命者一覧の順番は、晃親王の名前が最初に表記されている。

(49) 前掲『百官履歴』、一〇頁。

(50) 「太政官日誌慶応四年二月・第二」(太政官編『太政官日誌』第一・二巻、一九六八年)、一四頁。また、佐賀藩主鍋島直大が外國事務局権補として新たに加えられた。

(51) 「慶応二年二月一九日付伊達宗城宛ロツシユ書簡」(外務省編『日本外交文書』第一巻第一冊、一九五七年)、四〇二頁。

(52) 前掲『堺港攘夷始末』、二二二頁。

(53) 「山階宮日記・家司」慶応四年二月二一日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

(54) 「御役中御側日記」慶応二年二月二二日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

(55) 「御役中御側日記」慶応二年二月二四日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

(56) 前掲『山階宮三代』上巻、二四三頁。

(57) 鳴岩宗三『幕末日本とフランス外交』(創元社、一九九七年)、一二八頁。

(58) 「御役中御側日記」慶応二年月二五日条(前掲『明治以後皇族実録・山階宮実録九』)。晃親王は英仏蘭各国公使との面会や、英國軍艦への乗船などを行つた。

(59) 前掲『山階宮三代』上巻、二四五頁。

(60) 日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』第二巻(東京大学出版会、一九八八年(一九三一年の復刻版))、二三五頁。

(61) 前掲『明治天皇紀』第一巻、六三六、六三七頁。

(62) 「山階宮日記・家司」慶応四年三月一日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

(63) 前掲『嵯峨実愛日記』第二巻、二三六、二三七頁。

(64) 山階宮日記・家司」慶応四年三月二三日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

- (65) 「御役中御側日記」慶応四年四月四日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (66) 「御役中御側日記」慶応四年四月五日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (67) 前掲『山階宮三代上巻』、二四四頁。
- (68) 前掲『山階宮三代上巻』、二五五、二五六頁。
- (69) 「御役中御側日記」慶応四年閏四月一日条（前掲『山階宮実録十・晃親王十』）。
- (70) 「御役中御側日記」慶応四年閏四月二日条（前掲『山階宮実録十・晃親王十』）。
- (71) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』第一巻（東京大学出版会、一九八五年（一九三三年の復刻版））、一六頁。
- (72) 前掲『百官履歴』第一巻、九頁。

